

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後							改正前								
別表第1（第3条、第10条関係）							別表第1（第3条、第10条関係）								
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.5パーセント	(略)			1	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							
2	(略)			0.5パーセント	(略)			2	(略)			0.45パーセント	(略)		
2の2	(略)			0.5パーセント	(略)			2の2	(略)			0.45パーセント	(略)		
3	(略)			0.5パーセント	(略)			3	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							
5	(略)			0.5パーセント	(略)			5	(略)			0.45パーセント	(略)		
(略)								(略)							

7	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)
8	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)
9	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)
10	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)
(略)			
13	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)
14	(略)	0.5 パ 一ゼン ト	(略)

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第10項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

7	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)
8	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)
9	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)
10	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)
(略)			
13	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)
14	(略)	0.45 パ 一ゼン ト	(略)

備考 (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は中心市街地活性化法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。